



全ト協発第624号(環・適)
令和2年3月2日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



台風等による異常気象時における輸送の在り方について

平素は、当協会の業務運営に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生していることを受け、今般、別添のとおり、国土交通省自動車局貨物課長名により通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下会員事業者及び貴適正化事業指導員に対し周知徹底方よろしくお願い申しあげます。

なお、本通達の発出に併せ、荷主に対しても本通達の内容が周知されます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自貨第136号の2
令和2年2月28日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



「台風等による異常気象時における輸送の在り方について」の制定について

今般、異常気象が多発している状況を踏まえ、別添のとおり台風等の異常気象時における輸送の目安を定めるので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



国自貨第136号
令和2年2月28日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



台風等による異常気象時における輸送の在り方について

トラック運送事業は、平常時における運送のみならず、災害時における緊急支援物資の運送を担うなど、我が国の経済と人々の暮らしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしているところである。

他方、トラック運送事業者は、輸送の安全を確保すること等のため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）等の関係法令を遵守し、厳格かつ的確な事業の運営を求められているところである。

今般、異常気象が多発している状況を踏まえ、法第17条（輸送の安全）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）第11条（異常気象時等における措置）に関して、異常気象時における輸送の在り方の目安を定め、当該目安を踏まえて輸送可否の判断をしたにもかかわらず、荷主より輸送を強要された場合の対応を示すので、傘下会員に周知されたい。

なお、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送し、輸送安全規則第11条の規定に違反したことが確認された場合は、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行うことになるので、改めて傘下会員に周知されたい。

また、本通達の発出に併せ、荷主に対しても本通達の内容を周知する旨、申し添える。

記

1. 異常気象時における措置の目安

別表のとおり。

なお、輸送の可否の判断を行うに当たっては、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の気象情報から判断すること。

2. 輸送を中止した場合の対応

運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否を判断し輸送を中止することとした場合には、その判断に至った理由等を直ちに荷主（真荷主のほか元請事業者を含む。以下同じ。）や運送事業者へ報告し、当該輸送の取扱いについて相談すること。

3. 不適切な輸送を荷主に強要された場合の対応

別表に従い、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省ホームページに設置する「意見募集窓口」、最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）又は運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）にその旨通報されたい。

4. その他

- (1)別表に定める基準は、目安として示したものであり、荷主と輸送の安全の確保について配慮しつつ調整した上で具体的な取扱いを定めることは差し支えない。
- (2)別表の内容は、令和2年1月末日時点での基準であり、必要に応じて改定することとする。
- (3)事後の紛争を防止するため、本通達に定める基準や、輸送を中止した場合の取扱い等については、事前に荷主との運送契約書等において定めておくことが望ましい。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを遠くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20～30m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送することは適切ではない
降雪時	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき
	視界不良(濃霧・風雪等)時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断すべき
警報発表時			輸送の目安

* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。



国自貨第136号の2
令和2年2月28日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



「台風等による異常気象時における輸送の在り方について」の制定について

今般、異常気象が多発している状況を踏まえ、別添のとおり台風等の異常気象時における輸送の目安を定めるので、了知するとともに、地方実施機関に対し周知徹底を図られたい。



国自貨第136号
令和2年2月28日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



台風等による異常気象時における輸送の在り方について

トラック運送事業は、平常時における運送のみならず、災害時における緊急支援物資の運送を担うなど、我が国の経済と人々の暮らしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしているところである。

他方、トラック運送事業者は、輸送の安全を確保すること等のため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）等の関係法令を遵守し、厳格かつ的確な事業の運営を求められているところである。

今般、異常気象が多発している状況を踏まえ、法第17条（輸送の安全）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）第11条（異常気象時等における措置）に関して、異常気象時における輸送の在り方の目安を定め、当該目安を踏まえて輸送可否の判断をしたにもかかわらず、荷主より輸送を強要された場合の対応を示すので、地方実施機関に周知されたい。

なお、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送し、輸送安全規則第11条の規定に違反したことが確認された場合は、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行うことになるので、改めて地方実施機関に周知されたい。

また、本通達の発出に併せ、荷主に対しても本通達の内容を周知する旨、申し添える。

記

1. 異常気象時における措置の目安

別表のとおり。

なお、輸送の可否の判断を行うに当たっては、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の気象情報から判断すること。

2. 輸送を中止した場合の対応

運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否を判断し輸送を中止することとした場合には、その判断に至った理由等を直ちに荷主（真荷主のほか元請事業者を含む。以下同じ。）や運送事業者へ報告し、当該輸送の取扱いについて相談すること。

3. 不適切な輸送を荷主に強要された場合の対応

別表に従い、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省ホームページに設置する「意見募集窓口」、最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）又は運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）にその旨通報されたい。

4. その他

- (1)別表に定める基準は、目安として示したものであり、荷主と輸送の安全の確保について配慮しつつ調整した上で具体的な取扱いを定めることは差し支えない。
- (2)別表の内容は、令和2年1月末日時点での基準であり、必要に応じて改定することとする。
- (3)事後の紛争を防止するため、本通達に定める基準や、輸送を中止した場合の取扱い等については、事前に荷主との運送契約書等において定めておくことが望ましい。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30 mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50 mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50 mm/h 以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない、
暴風時	10～15 m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20 m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20～30 m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送することは適切ではない、
降雪時	30 m/s 以上	走行中のトラックが横転する	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき
	視界不良(濃霧・風雪等)時	視界が概ね20 m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	輸送の可否を判断すべき
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断すべき		

* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じて輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自賀第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。